

令和6(2024)年度

町名別ごみ収集日程表 (家庭用)



池田市

50音順

臨時ごみ

引越し・大掃除などでたくさんのごみが出た時は

※指定袋や処理券は必要ありません。

臨時収集の場合(予約制)

申し込みにより有料で収集します。(家電4品目・家庭用パソコンなどを除く) 収集希望日の前日迄に業務センター(☎072-752-5580)に品名や個数を言ってお申し込みください。(先着順)

○ごみ処理手数料=1㎡につき3,000円 収集場所まで出してください。

※土曜・日曜日は、予約および収集できません。

クリーンセンターへ持ち込む場合(予約制)

○ごみ処理手数料=10kgにつき60円

※持ち込みは…午前8時45分から正午まで、午後1時から午後4時30分まで 持ち込みの場合は、事前にクリーンセンター(☎072-751-0501)に予約(祝日は直前の平日まで)してください。

※本人・同居の家族以外のごみ持ち込みはできません。

※市外からのごみの持ち込みを防止するため、運転免許証等による本人確認及びごみの発生場所の確認を行っています。

※土曜・日曜日は、電話予約およびごみの持ち込みはできません。

収集・処理できないもの

家電リサイクル法対象品	●テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
家庭用パソコン	●デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ等
建築廃材	●柱板類、建具、なみ板、タイル、ブロック、洗面台、瓦、畳、襖、障子、網戸、壁紙、システムキッチン等
業務用廃(材)品	●事務機類、陳列ケース、医療用具、自動販売機等
危険物	●ボンベ類、爆発物、劇薬、毒物、農薬、発火物、シンナー、ガソリン等
その他	●自動車・バイク及び関連部品、バッテリー、ピアノ、仏壇、耐火金庫、金庫、消火器、農機具、木の切り株、土、砂、石、ペンキ類等

これらのものは、販売店で引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼してください。(わからない時はお問い合わせください。)

事業系ごみ	●商店や事務所・工場から出るごみは、許可業者に収集を依頼してください。許可業者については、業務センター(☎072-752-5580)にお問い合わせください。
--------------	--------------------------------------------------------------------------------

家電4品目及び家庭用パソコンのリサイクルについて

家電4品目(テレビ/エアコン/洗濯機・衣類乾燥機/冷蔵庫・冷凍庫)

処分を希望する製品について、該当する番号の内容をご参照ください。

①当該製品を購入したお店が現に存在している、又は新しい製品に買い換える予定がある。
→お店にご相談ください。

②新しい製品に買い換える予定がなく、当該製品を購入したお店が不明又は廃業しており、指定引取場所へ搬入することが困難である。
→許可業者を案内します。問：環境政策課(☎072-754-6240) ※リサイクル料金の他に許可業者が別に定める運搬料金が必要です。

③新しい製品に買い換える予定がなく、当該製品を購入したお店が不明又は廃業しており、指定引取場所へ搬入することが可能である。
→1. お近くの郵便局で製品のメーカーやサイズに応じたりサイクル料金を振込(要手数料)により支払い、「家電リサイクル券」を受け取る。 <リサイクル料金>問：一般社団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)
2. 「家電リサイクル券」と当該製品を指定引取場所へ**自身**で搬入する。 ※搬入可能時間等の設定があるため、必ず事前連絡のうえ搬入する。
【指定引取場所】 日本通運(株)豊中指定引取場所(☎06-6862-1423)

家庭用パソコン

パソコン本体やディスプレイは、メーカーが回収及びリサイクルを行っていますので、処分を希望する製品のメーカーに回収方法の詳細についてお問い合わせください。メーカーによる対応ができない製品や自作のものについては、一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)にお問い合わせください。

家庭ごみの出し方・収集日について

池田市公式LINE、メニュー内にある「便利な機能」より「ごみの捨て方」を選択すると「ごみ分別チャットボット」や「地域別ごみ出しカレンダー」、ホームページの「ごみ情報トップページ」が利用できます。右のQRコードより友達追加をして、分別方法や収集日などの検索に、ご利用ください。



この日程表の見方・使い方

※収集日の第1、第2、第3、第4の月～金の表示は毎月の第1回目、第2回目、第3回目、第4回目の月曜日～金曜日を略したものです。
※あなたの家の収集日を確認し、表面の「燃えるごみ」「空き缶・空きびん」「粗大ごみ・燃えないごみ」「紙パック・新聞・本・雑誌・段ボール」「ペットボトル」「トレイ類」の欄の「○」に曜日等を書いてご利用ください。(注) 祝日も平常通り収集します。
(注) 年末年始は収集日が一部変更されます。(詳しくは、12月広報誌折込みの「年末年始収集日程表」をご覧ください。)

町名	燃えるごみ(指定袋)	空き缶(カゴ等)	粗大ごみ(処理券)燃えないごみ(指定袋)	紙パック・新聞・本・雑誌・段ボール	ペットボトル(カゴ等)	トレイ類(透明袋)
あ 旭丘1・2・3丁目	月・木	第1,3水	第4金	第2金	第1,3金	第1,3金
	綾羽1・2丁目	月・木	第1,3水	第1火	第3火	第2,4火
い 井口堂1・2・3丁目	月・木	第1,3水	第2金	第4金	第1,3金	第1,3金
	石橋1・2丁目	火・金	第2,4水	第3月	第1月	第2,4月
	石橋3・4丁目	火・金	第2,4水	第1木	第3木	第2,4木
う 上池田1・2丁目	月・木	第1,3水	第4水	第2水	第2,4水	第2,4水
	宇保町	火・金	第2,4水	第1水	第3水	第1,3水
き 木部町	月・木	第1,3水	第1火	第3火	第2,4火	第2,4火
く 空港1・2丁目	火・金	第2,4水	第3木	第1木	第2,4木	第2,4木
	呉服町	火・金	第2,4水	第1月	第3月	第2,4月
こ 神田1・2丁目	火・金	第2,4水	第4木	第2木	第1,3木	第1,3木
	神田3・4丁目	火・金	第2,4水	第3木	第1木	第2,4木
さ 栄本町	月・木	第1,3水	第3火	第1火	第2,4火	第2,4火
	栄町	月・木	第1,3水	第3火	第1火	第2,4火
	五月丘1・2・3・4・5丁目	月・木	第1,3水	第4水	第2水	第2,4水
	五月丘3丁目2・3・6番	火・金	第2,4水	第4水	第2水	第2,4水
	五月丘アルビス五月丘	火・金	第2,4水	第2月	第2水	第2,4水
	五月丘池田五月マッシュン	火・金	第1,3水	第4水	第2水	第2,4水
	渋谷1・2・3丁目	月・木	第1,3水	第4火	第2火	第1,3火
し 城南1・2・3丁目	月・木	第1,3水	第2水	第4水	第2,4水	第2,4水
	城山町	月・木	第1,3水	第3火	第1火	第2,4火
	新町	月・木	第1,3水	第1火	第3火	第2,4火
す 菅原町	月・木	第1,3水	第3火	第1火	第2,4火	第2,4火
	住吉1・2丁目	火・金	第2,4水	第3水	第1水	第1,3水
そ 荘園1・2丁目	火・金	第2,4水	第4月	第2月	第1,3月	第1,3月
た ダイハツ町	火・金	第2,4水	第3木	第1木	第2,4木	第2,4木
	大和町	月・木	第1,3水	第3火	第1火	第2,4火
建石町	月・木	第1,3水	第3火	第1火	第2,4火	第2,4火

つ 槻木町	月・木	第1,3水	第1火	第3火	第2,4火	第2,4火
	天神1・2丁目	火・金	第2,4水	第4月	第2月	第1,3月
と 豊島北1・2丁目	火・金	第2,4水	第2月	第4月	第1,3月	第1,3月
	豊島南1・2丁目	火・金	第2,4水	第3水	第1水	第1,3水
な 中川原町	月・木	第1,3水	第3金	第1金	第2,4金	第2,4金
に 西本町	月・木	第1,3水	第1火	第3火	第2,4火	第2,4火
	畑1・2・3・4・5丁目	月・木	第1,3水	第2火	第4火	第1,3火
は 畑2丁目5番	月・木	第1,3水	第1月	第3月	第2,4月	第2,4月
	八王寺1・2丁目	火・金	第2,4水	第1水	第3水	第1,3水
	鉢塚1・2・3丁目	月・木	第1,3水	第1金	第3金	第2,4金
ひ 東山町	月・木	第1,3水	第3金	第1金	第2,4金	第2,4金
	姫室町	火・金	第2,4水	第1月	第3月	第2,4月
ふ 伏尾台1丁目	月・木	第1,3水	第2木	第4木	第1,3木	第1,3木
	伏尾台2丁目	月・木	第1,3水	第2水	第4水	第2,4水
	伏尾台供給社・府営住宅	火・金	第2,4水	第2水	第4水	第2,4水
	伏尾台3・4・5丁目	火・金	第2,4水	第2木	第4木	第1,3木
	伏尾町	月・木	第1,3水	第3金	第1金	第2,4金
	古江町	月・木	第1,3水	第3金	第1金	第2,4金
ま 満寿美町	火・金	第2,4水	第1水	第3水	第1,3水	
み 緑丘1・2丁目	月・木	第1,3水	第4火	第2火	第1,3火	第1,3火
	緑丘2丁目4番	火・金	第2,4水	第2水	第4水	第2,4水
	緑丘アルビス緑丘	火・金	第2,4水	第2水	第4水	第2,4水
む 室町	火・金	第2,4水	第1月	第3月	第2,4月	
も 桃園1・2丁目	火・金	第2,4水	第1月	第3月	第2,4月	
よ 吉田町	月・木	第1,3水	第3金	第1金	第2,4金	第2,4金

右のQRコードより、池田市ホームページに掲載中の「令和6年度地域別ごみ出しカレンダー」をご覧ください。
ホームページのトップページからは、「ごみ出し前」もしくは「くらし・手続き」→「ごみ」より「ごみ出し検索」→「ごみ出しカレンダー」をご覧ください。(令和6年3月分の地域別ごみ出しカレンダーは、ホームページから検索できます。)



(注) ごみを置く場所は、いつも清潔に、付近での駐車はやめてください。